

## 消防庁消防大学校消防研究センター研究評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 消防庁消防大学校消防研究センター（以下「消防研究センター」という。）研究評価委員会（以下「委員会」という。）は、消防研究センターが実施する研究（以下「研究センターの研究等」という。）を総合的観点から検討し、社会的ニーズに沿った消防防災に係る基礎および応用研究、調査等が効率的に推進されるようにするため、消防研究センターの研究等について評価を行う。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- 一 消防研究センターの研究等の事前・中間・事後評価
- 二 消防研究センターの研究等の評価基準についての検討
- 三 消防研究センターの研究活動等に関する提言

### (組織)

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、消防防災に関する学識経験のある者、消防機関の職員および有識者のうちから選定し、消防研究センター所長（以下、「所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱開始年度から2年間とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員長は、所長がこれを指名する。
- 6 委員長は、会務を総括する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (分科会)

第4条 委員会の下に、分科会を設ける。

- 2 分科会は、第2条の1の業務を行い、その結果を委員会へ提出する。
- 3 分科会の構成員は、委員からなる。
- 4 分科会は、消防研究センターが実施する研究に応じて設置するものとし、所長がこれを指定する。
- 5 分科会に主査を置き、主査は、所長がこれを指名する。
- 6 主査は、分科会務を総括する。

### (評価の目的)

第5条 評価の目的は次のとおりとする。

- 一 消防研究センターがその設置目的に応じ、消防研究センターの研究能力を最大限に発揮できるようにすること
- 二 研究開発資源の重点的・効率的配分へ反映させること
- 三 研究者の創造性が十分に発揮されるよう、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を実現すること
- 四 評価結果の公表等により、研究開発が適切に実施されていることについて国民の理解を得ること

(評価の公表)

第6条 評価の結果は公表する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防研究センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。